

質問第一〇六号

在日米軍基地従業員の定年延長に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年十二月十二日

水野素子

参議院議長 尾辻秀久 殿

在日米軍基地従業員の定年延長に関する質問主意書

在日米軍基地で働く従業員は、防衛省が雇用し、在日米軍施設の後方支援のために国が派遣する労働者であり、給与については一般職の国家公務員の給与体系と連動しながらも、形式的には日米共同雇用管理の下にある。しかし、あらゆる決定権が米側にあるという、いびつな状況であるのが在日米軍基地従業員を巡る労働環境である。

以上の認識の下、質問する。

一 国家公務員においては、今年度から六十歳の定年年齢が十年間で六十五歳まで引き上げられることとなっている。国家公務員準拠である在日米軍基地従業員の定年年齢の引上げについても同等の措置を速やかに講ずるべきと考えるが、政府の今後の方針を具体的に示されたい。

二 現時点では、六十一歳までの定年年齢引上げや六十五歳までの定年延長についてのみ日米間で合意しており、六十一歳以降の引上げの段階実施の方法や時期等については未だ交渉中であると聞いている。定年年齢引上げの交渉が遅々として進まない理由は何か。また、六十一歳以降の引上げの段階実施方法や時期等についても、いつ頃までに合意することを目指しているのか。具体的に説明されたい。

右質問する。